

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
三島府税事務所	<p>行政財産の使用承認について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 474 1466 667"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>承認数量</th> <th>目的</th> <th>承認期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>1.0㎡</td> <td>メセナ自動販売機の設置</td> <td>令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>3.0㎡</td> <td>少年サポートセンターに おける立ち直り支援</td> <td>令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	種別	承認数量	目的	承認期間	建物	1.0㎡	メセナ自動販売機の設置	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	建物	3.0㎡	少年サポートセンターに おける立ち直り支援	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>
種別	承認数量	目的	承認期間											
建物	1.0㎡	メセナ自動販売機の設置	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで											
建物	3.0㎡	少年サポートセンターに おける立ち直り支援	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで											

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月28日）